

【豊岡市入札参加資格】

# 変更申請が必要な事項および提出書類リスト

変更事項	提出書類											
	変更申請書	【建設工事】			【コンサル・物品】				誓約書（暴力団排除）	委任状	事業所確認書（※6）	その他変更内容が確認できる書類
		建設業許可変更届出書（※1）	営業所一覧表（※2）	建設業許可通知書	登記簿謄本等	測量業者登録証明（※3）	建築士事務所登録証明書（※4）	その他の登録証明等（※5）				
本社(店)に関するもの	商号または名称、所在地	○	○			○						
	代表者	○	○			○			○			
	電話番号、メールアドレス	○										
委任先に関するもの	委任する営業所	○		○			○	○			○	○
	所在地	○	○								○	○
	代表者	○							○	○		
	電話番号、メールアドレス	○										
契約に関するもの	電子契約用メールアドレス（※8）	○										
建設業許可に関するもの	許可番号	○			○							
	許可区分（一般から特定など）	○	○									
	希望工種の追加	○	○									
	希望工種の取消	○										
【建設工事】	契約する営業所の専任技術者の状況（※7）	○	○									
	契約する営業所の監理・主任技術者（※7）	○										○
【コンサル】	業務に関する各種登録の内容	○					○	○	○			
【物品】	営業に必要な許認可等の内容	○							○			
申請不要なもの	社印・代表者印	/										
	本社代表者以外の役員											
	委任先以外の営業所の状況											
	建設業許可の更新（内容に変更のないもの）											
	経営事項審査結果											

- ※1 当該変更を建設業許可の新規・更新申請で行った場合は、建設業許可申請書を提出してください。いずれの書類を提出する場合も、許可行政庁の受付印等があるページおよび変更事項が確認できるページを提出してください。
- ※2 建設業許可申請書または建設業許可変更届出書に添付した様式第1号 別紙2
- ※3 測量を希望する場合。委任先が測量法第55条による測量業者の登録を受けていることが確認できる書類。
- ※4 建築工事の設計・監理業務を希望する場合。委任先の建築士法第23条による建築士事務所登録証明書。
- ※5 地質調査業者登録、建設コンサルタント登録、補償コンサルタント登録およびその他希望する業務に係る登録・許認可を受けている場合。
- ※6 委任先を豊岡市外の営業所から豊岡市内の営業所に変更する場合。
- ※7 市内業者および準市内業者の場合。
- ※8 「電子契約用メールアドレス等に関する注意事項」を確認の上、適切なメールアドレスを設定してください。